件　　名	愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例
主　管　課	環境政策課
根拠法令等	空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成 20 年 6 月 18 日公布、施行（条例関係規定部分））

【改正の概要】

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 75 号）の施行に伴う規定整備

（定義）

第２条第２項　この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成９年法律第81号。以下「法」という。）第２条第３項に規定する第二種事業及び同条第４項に規定する対象事業を除く。）をいう。

別表（第２条関係）

４　空港整備法（昭和31年法律第80号）第２条第１項に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業

空港法　　第２条

施　行　日	公布の日

【その他参考事項】

１　空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の概要

①背景

・東アジア地域における空港整備の進展による空港間競争の激化
・空港需要が増大する一方、配置的側面からの空港整備は概成
・空港利用者のニーズの多様化や高質化
・空港における事件・事故の多発

②主な改正点

・空港基本方針の策定
・空港の区分の見直し、その他

２　本県における環境影響評価の実施状況

平成12年度終了　３件（うち条例案件１件）
平成13年度終了　１件（うち条例案件１件）
平成16年度終了　１件（うち条例案件なし）
平成19年度終了　２件（うち条例案件１件）
平成20年度終了　１件（うち条例案件１件）
計　８件
現在実施中　　３件（うち条例案件２件）